

令和2年第9回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和2年9月25日(金) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後2時00分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後3時05分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信		議事参与制限委員数	4名		傍聴者数	なし		
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：岩井 亮介							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	高宮 和浩	○	9	松本 由紀子	○	推4	佐藤 文雄	○
	2	高柳 義信	○	10	清水 武	○	推5	齊藤 克美	欠
	3	高田 英夫	○	11	中井 健一	○	推6	新井 英雄	○
	4	須川 朋和	欠	12	野村 清太郎	○	推7	秋山 政治	○
	5	野村 千江子	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	高橋 栄一	○
	6	坂本 等	○	推1	進藤 誠一	○	推9	岩崎 喜久夫	○
	7	長谷川 隆	○	推2	木口 和久	○	推10	高橋 八夫	○
	8	萩原 康広	○	推3	四方田 芳泰	○	推11	町田 貴	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
	事務局長	<p>定刻となりましたので、総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
開 会	議 長	<p>ただいまから、令和2年第9回農業委員会総会を開会いたします。 出席委員は、13名中12名の出席です。定足数に達していますので、総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定により議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、7番 長谷川隆委員、8番 萩原康広委員にお願いします。 書記は、事務局の高橋君、岩井君を指名いたします。</p>
日程第2 第20号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に入ります。 第20号議案 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。 それでは事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
	事務局	<p>〔第20号議案1番について議案書を朗読〕</p>
	議 長	<p>続きまして、地区担当委員からご意見があればお願いします。</p>
	8番萩原委員	<p>特にございませぬ</p>
	議 長	<p>では、引き続き事務局より説明をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第21号議案 農地法第4条の規定による許可申請について</p>	事務局	<p>申請地につきましては、〇〇株式会社の試験ほ場の一部になります。6月の総会で〇〇株式会社での賃貸借権設定を承認したところですが、地権者より〇〇株式会社に売買の打診があり、本申請に至りました。</p> <p>要件については、以前お伝えした農地法施行令第2条の不許可の例外により、試験研究のほ場として許可が可能です。現地はきれいに管理されており、周辺農地への影響等もないと思います。</p> <p>本申請にあたり、以前に設定した賃貸借権の合意解約書類は提出されており、登記完了をもって賃貸借権は解除されます。以上です。</p>
	議長	<p>それでは、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>[質疑なし]</p>
	議長	<p>無いようなので採決に移ります。第20号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>[全員挙手]</p>
	議長	<p>全員賛成ということで、第20号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p>
	議長	<p>日程第3 第21号議案 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。</p> <p>事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
	事務局	<p>[第21号議案1番について議案書を朗読]</p>
	議長	<p>続きまして、地区担当委員からご意見があればお願いします。</p>
	9番松本委員	<p>特にございません</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請地につきましては、〇〇の北側およそ300mにあり、道路を挟んで〇〇市と接する農地でございます。詳しくは議案書8ページ、9ページをご覧ください。申請地の現況については、草が生えはじめていましたが、しっかり管理されている様子でした。</p> <p>申請地は、申請者の子が住む住宅と接しておりますが、農振法における農用区域内にある農地、いわゆる青地であり、転用は原則不許可となりますが、本案件は農業用倉庫の建設であり、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものであることから例外規定に該当し、許可相当となるものと思われまます。</p> <p>申請人は、自己所有・借入地を合わせて町外に〇〇㎡、町内に〇〇㎡の耕地を持つ農家であり、既存の倉庫が手狭なことから新たに農業用倉庫を建設し、トラックやトラクター、小型掘削機等を格納し、生産性向上を図る計画での申請となります。</p> <p>申請にあたり、町の農業振興地域整備計画における農用地利用区分も変更済みとなっています。以上です。</p>
	議 長	<p>それでは、1番について質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	佐藤推進委員	<p>例外規定に該当とは、何法の何条でしょうか。</p>
	事務局	<p>農地法第4条第6項のただし書きの中で、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合は例外的に認められる旨の記載があるのですが、本案件は農業用倉庫で計画に合致するため例外的に許可できるものとなります。</p>

会議事項	発言者	顛末
	佐藤推進委員	<p>昨年11月の総会で、この件について農振の軽微変更の意見照会があったと思いますが、除外との違いが良くわからない。今回4条で出たわけですが、これが許可されたら農振除外せずに農地に建物が建てられるのですか。建築基準法とかもあると思いますが。</p>
	事務局	<p>農用地利用計画では土地を農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地のいずれかに区分することとされており、昨年の総会ではこれを農地から農業用施設用地に変更することに対し意見を求めたものです。今回の4条は農地法の許可申請ですので、倉庫建設の可否についてご審議いただくものです。</p>
	11番中井委員	<p>2アール未満の農地に農業用倉庫なら許可なく転用できたと思いますが、コンクリートの基礎などは打てないですね。</p>
	事務局	<p>基礎を打つこともできます。</p>
	佐藤推進委員	<p>農地に建物ができるわけですね。農地ではなくなるのではないですか。登記はどうなるのか。</p>
	6番坂本委員	<p>先ほど事務局の説明がありましたが、農振整備計画は町長の判断で農用地を決めるものです。神川には都市計画が無いので、この農振整備計画で土地の用途が決まります。これが都市計画法の区分変更と同じで、農振計画を変更していないと4条の申請は受け付けられないことになります。</p> <p>このような案件では、申請されれば地目を宅地にすることができてしまい、青地の宅地という矛盾ができてしまう恐れもありますが、地目変更は登記官が現況判断などで行うので、法律が違うのでどうにもできないのです。</p>
	佐藤推進委員	<p>農振除外していないから青地のままなのですね。法の矛盾がある。</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第3 第22号議案 農地法第5条の規定による許可申請について	議長	よろしいでしょうか。ほかにご意見がなければ採決に入りたいと思います。
	議長	第21号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第21号議案1番については、原案のとおり許可相当と意見を付して県知事に進達致します。
	議長	日程第3 第22号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。関連がありますので、1番から5番まで一括で審議いたします。事務局は議案の朗読をお願いします。
	事務局	～第22号議案1番から5番について議案書を朗読～
	議長	地区担当の須川委員は本日欠席しておりますので、続けて事務局より説明をお願いします。
	事務局	本案件は、砂利採取に係る一連の計画であり、1年間の一時転用の申請となります。 申請地につきましては、〇〇周辺に広がる農振農用地区域内にある農地、いわゆる青地農地でございます。詳しくは議案書16ページの位置図を、計画の全容については17ページの土地利用計画図と、別添の詳細図をご確認ください。 砂利採取用地については、現在許可を得ている採取地に隣接しており、搬出路や表土置場などが引き続き利用できること、良質な砂利が採取できること、地権者の同意を得られたことから申請に及んだところでございます。 なお、道路や水路の占有等についても、関係機関と調整済となっております。以上です。
議長	それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕	

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第4 第23号議案 神川町農用地利用集積計 画（案）について</p>	議 長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p>
	議 長	<p>第22号議案1番から5番について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	議 長	<p>〔全員挙手〕</p>
	議 長	<p>全員賛成ということで、第22号議案1番から5番については、原案のとおり許可相当と意見を付して県知事に進達致します。</p>
	議 長	<p>日程第4 第23号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について を議題とします。</p>
	議 長	<p>10番清水委員、11番中井委員、木口推進委員、佐藤推進委員は議事参与の制限に該当しますので別室で待機をお願いします。</p>
	議 長	<p>〔4名退室〕</p>
	議 長	<p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>件数が多いので、説明については新規のものや受人が町外の方の案件等についてのみとさせていただきます。申請番号1番から83番が通常の利用権設定になります。</p>
	事務局	<p>申請番号9番、10番の受人は〇〇（株）の構成員にもなっており米麦を作っています。</p>
	事務局	<p>申請番号11番の受人はハウスを借り受け、施設野菜を栽培するとのこと。</p>
	事務局	<p>申請番号15番、16番、17番、77番の受人は〇〇町にある法人で、町内では主にネギを作っています。</p>
	事務局	<p>申請番号26番の受人は、以前から相対で借り受けて野菜を作っていましたが、国の補助を受けるために申請がありました。</p>
	事務局	<p>申請番号38番は、再設定、契約更新による申請です。</p>
	事務局	<p>申請番号60番の受人は、渡人が祖父にあたり、〇〇地区にあるハウスで花きの栽培を行うとのこと。</p>
	事務局	<p>申請番号62から67番については、以前から相対で借り受けて野菜を作っていましたが、国の補助</p>

会議事項	発言者	顛末
		<p>を受けるために申請がありました。</p> <p>申請番号76は、再設定、契約更新による申請です。</p> <p>48ページから49ページは、〇〇（株）による麦の期間借地です。</p> <p>申請番号84から105番の受人は〇〇になっておりますが、構成員である渡人、経由転貸人が作付けを行います。</p> <p>50ページは農地中間管理事業による新規の借り受けです。</p> <p>申請番号106から109番についてですが、例年、神川町では3月31日転貸開始で中間管理事業による新規の借り受けを行っていますが、本件に関しては受人が〇〇町の方でして、24号議案との関係もあり、本庄農林振興センターや埼玉県農林公社と調整を行ったところ、〇〇町の開始日に合わせる形で11月1日転貸開始とすることとなりました。以上です。</p>
	議 長	それでは、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	6番坂本委員	借受人で経営面積が入っていない方もいますが、面積要件等はないのですか。
	事務局	新規の方でも営農計画などがあれば対応できますので、要件はありません。
	8番萩原委員	利用権設定の期間は上限などありますか。
	事務局	期間の定めはございませんが、例えば高齢な方が長期間の申請をした場合などは確認しています。
	議 長	<p>よろしいでしょうか。ほかにご意見がなければ採決に入りたいと思います。</p> <p>第23号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
日程第5 第24号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について	議長	〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第23号議案については原案のとおり承認します。
		〔4名入室〕
	議長	日程第5 第24号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について を議題とします。事務局は説明をお願いします。
	事務局	先ほどの第23号議案と関連しますが、新規借受け分を含む公社管理地について配分するものです。新規については、受人の要望により農地の集積を行いました。公社管理地については、以前から耕作者がつかず空いてしまっていた農地について、近くを耕作していた受人にお願いして借り受けていただく形になりました。どちらも所有者の同意のもと、今年から米の作付けを行っております。受人については、すでに元阿保・四軒在家地区の農地を借り受けていただいております。今後も規模を拡大する予定とのことです。以上です。
	議長	それでは、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。 〔質疑なし〕
	議長	無いようなので採決に移ります。第24号議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第24号議案については原案のとおり承認します。
閉会	議長	以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので、総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。